

暮らしの情報あれこれ

相談事例

一人暮らしの母が、知人に誘われて「商品の宣伝を聞くだけで粗品がもらえる」という会場に出かけ、布団や電気治療器など、高額商品を次々に契約してしまった。不要なものは解約させたい。



高齢者が支払えなくなるまで次々と販売するSF(催眠)商法に注意しましょう

問消費生活センター

☎443-2047

粗品がもらえる、販売員の話が楽しいなどの雰囲気にはかれて、数カ月も会場に通い、次々と高額な商品を契約させられる SF(催眠)商法の相談が増えています。解約を申し出ると、会場で大声で発表されてしまうので、言い出せないケースもあるようです。

アドバイス

- ◆粗品や楽しい話につられて会場に行くのはやめましょう。
- ◆不要な商品の勧誘は、きっぱり断りましょう。
- ◆クーリング・オフ制度が利用できることもあります。業者が解約に応じないなどのトラブルになった場合には、消費生活センターに問い合わせてください。

(家族へのアドバイス)

- ◇高齢者に注意を促す場合には、頭ごなしに否定せず、同種のトラブル事例を伝えるなど、高齢者に寄り添った話し合いを心がけましょう。

